

『障害者総合支援法施行3年後の見直しについて ～社会保障審議会 障害者部会 報告書～』から 今後の障害福祉のあり方を読み解く



桜の開花宣言が待ち遠しい平成 28 年 3 月 17 日 (木) に第 213 回支援研究会が開催されました。今回のテーマは、昨年平成 27 年 12 月 14 日付けで示された『障害者総合支援法*1 施行 3 年後の見直しについて ～社会保障審議会 障害者部会 報告書～』(以下、報告書) から今後の障害福祉のあり方を読み解く」です。

上記の報告書を受けて、平成 28 年 3 月 8 日に開催された障害保健福祉関係主管課長会議で「障害者の日常生活及び、社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案*2」(以下、法律案) が示されました。この法律案には、報告書の内容を実現するための法改正に必要なものが記されています。今回の支援研究会はこの法律案を参考に発言がされました。

本日の発言者は北九州市立大学 地域戦略研究所 准教授 深谷 裕さんです。法律案の解説をして頂くにあたり、今回の見直しで障害者総合支援法の方向性が大きく変わるものではなく、「**障害者の自立と社会参加を促進し、共生社会を実現させるために、できないところを強化していきましょう**」との前提のお話がありました。

今回の法律案は大きく ①**地域移行・地域定着に関して** ②**子どもに対するサービスについて** ③**高齢の障害者について** の3つがあり、総合的にみると「支援者のスキルアップが必要で、障害者福祉だけではなく、高齢者福祉に関わる制度を知っておく必要がある」とのこと。そして、「これまでの制度の隙間がどうなるか、どう運用されるかが期待される」とのことでした。

進行は、北九州市障害者基幹相談支援センター センター長 柳沢 享が務め、深谷さんのご発言の後、法律案等について会場の皆さんを含め活発なやり取りがありました。

その中で、深谷さんからは「ケアマネージャーの重要性の認識は確実に広まっているので、後は当事者の方や関係団体の方が声をあげていくと実効性が変わっていく」とのことと、「地域生活・地域移行をしていく重要性が医療の中では以前より認識されていて、地域移行する協力的な医師が少なくないながれではある」とのことです。

会場からは、“障害者の望む地域生活の支援”に関して、期待できる部分がある一方で「地域移行・地域定着事業だけでは不十分で、このまま法整備されても、ひとり暮らしの方や家族と同居の方が対象外であり、現実的には厳しいのではないか」という意見がありました。

行政からは、障害のある人の地域生活支援をさらに進める観点から重要とされている“地域生活支援拠点等”について、「平成 29 年度末まで整備する計画であるが、今後の方向性を含め自立支援協議会等で議論しながら進めていきたいと思っている」とのことでした。

この他“就労定着支援”“重度訪問介護”“障害児放課後等デイサービス”についても発言がありました。それぞれ障害者の日常生活に関係してくる法案なので、関心の高さが伺いましたが、全体的に制度上の課題や、本来あったものが、中身は変わらず名称だけが変わって出てきているものがあり、「今まで進んできていないものが、今後制度を変えて進んでいくのか」「事業の棲み分けはどうするのか」等々課題が出されましたが、今後また研究会でとりあげて皆さんと一緒に読み解く機会を設けたいと思います。

本日の参加者は 48 名。新規の方は 5 名でした。ありがとうございました。

【施行期日】
平成 30 年 4 月 1 日
(2.(3)については公布の日)

※こちらの議事録は
北九州市障害者自立支援協議会の
ホームページでもご覧いただけます。
<http://kitakyushu-net.shien-c.com/>

けんたくん

しえんちゃん



*1 障害者総合支援法

障害者が障害の程度や心身の状態などに応じて受けられる福祉サービスを定め、地域社会における日常的な生活を総合的に支援するための法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年法律第 123 号)。2012 (平成 24) 年 6 月成立、2013 年 4 月に施行。

附則で、施行後 3 年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされていた。

*2 障害者の日常生活及び、社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案【概要】

1. 障害者の望む地域生活の支援
 - (1) 地域生活を支援する新たなサービス (自立生活援助)
 - (2) 就労定着に向けた支援を行う新たなサービス (就労定着支援)
 - (3) 重度訪問介護の訪問先の拡大
 - (4) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
 - (1) 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
 - (2) 保育所等訪問支援対象の拡大
 - (3) 医療的ケアを要する障害児に対する支援
 - (4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
 - (1) 補装具等に支給範囲の拡大 (貸与の追加)
 - (2) 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設と自治体による調査事務・審査事務の効率化